

日蓮聖人と守護神信仰

——日月明星を中心として——

上 田 本 昌

近來、本門の本尊に関する論議が、また頻りに行われるようになった如くであるが、此の問題に付随したものとして考えられるものに、日蓮聖人に於ける守護神信仰を挙げることが出来ると思う。宗祖は信仰の対象として唯一なる本門の本尊を示されたのであるが、反面またこれとは別な意味に於て、教主釈尊以外の諸仏諸神を尊崇せられてゐる。即ち、法華経の行者を擁護するところの天神地祇に対してであり、その種類及び範圍は極めて多岐であり広範なものである。

先づ宗祖が曼荼羅に名目を書写されたものから挙げてみると、鬼子母神・十羅刹女。日・月・明星。天照大神。八幡大菩薩。不動・愛染。梵天。帝釈。第六天魔王。四天王。轉輪聖王。阿修羅王。龍王。迦樓羅王。十二神王。阿闍世王等があり、更に祖書の中には此等の外に、山神河神・地神水神等を始めとして其の他の諸仏諸神が散見しているのである。然して此等の中には、当時一般に信仰されていたものも含まれていると思われるが、是の如く多岐広範に亘って取扱つておられる点は他に其の例を見ることの安易でないものがあり、爰に宗祖の独自の立場が考えられるの

である。然も「行者守護の善神」として其の悉くを末法に於ける法華經行者の守護を司る神であると規定したところに特色が窺えるのであって、所謂、徹底した法華信仰に根をおろした全く特異な宗祖の守護神観がそこに在ると思われるのである。

そこで、右の如き宗祖の扱われた守護神の中から主たるものに就いて観察してみようと思うのであるが、今此処では特に「日・月・明星」を中心として、其の他の諸神に及びたい。先に挙げた諸神の中で鬼子母神は相当に古くから尊崇されており、曼荼羅にも祖書の中にもしばしば用いられている。これは法華經陀羅尼品に因る処であつて、「陀羅尼品云々、汝等但能擁護受持法華名者福不可量 此文の意は仏鬼子母神・十羅刹女の法華經の行者を守んと誓ひ給ふを讚るとして、汝等法華の首題を持ッ人を守るべしと誓ふ」とある如くであり、又天照・八幡については「日本守護の天照大神・正八幡もいかでかかかる国をばたすけ給べき」と明らかな如く、日本国守護の神を代表するものとみ其の他阿修羅・龍王等は何れも序品列座の諸尊であつて、就中、日月明星は守護の諸天を代表する善神として宗祖の関心も深いものがあつたようである。また立正安国論に於て、天変地天が起り万民が苦しむのは、世間が皆正法に背き邪法に順つた為に守護の善神が悉く国を捨て、聖人が所を辞し、此の隙に乗じて魔鬼が来たからであると説いてゐる如く、こうした宗祖の守護神信仰は初期から晩年に至るまで、相当に深い関心が持たれていたものと思われるのである。

二

そこで、先づ曼荼羅に名目を掲げてあるものだけに就いてみても、前記の如く十指に余る程であるが、此等の中で「日月明星」に観点を置き、逐次御書中の諸神に及ぶことにするが、鬼子母神・十羅刹女については、既に宮崎英修

師が「日蓮宗の守護神」(鬼子母神と大黒天を中心として)の中で詳述されているので、爰では省略することとする。さて、第一に「日天子」に就いてみるに、修利耶 (Surya) ・宝意天子と云われて居り、玻璃摩尼等種宝の所成であるとも云われている。又法華経では序品に宝光天子と称され、相当古い時代から日天子に対する信仰が行われていたようである。宗祖が最初に曼荼羅の中え図顕せられたのは、文永十年七月の大曼荼羅に於て、^③中尊の右側大梵天王の次位に「南無大日天等」とあるのが初めてであり、同文永十一年三月の一遍首題では、その左右に「日月衆星・四天王」とあつて、翌十二年にかけての曼荼羅中に於ては、「南無日月四天王」として、日月及び四天王を同一座に扱つておられるものが多い。これが建治年間に入ると日月末分を脱して、大日天王・大月天王と首題の左右に分離して行く。更に建治二年以降の大曼陀羅に於ては日月天を欠くもの極めて稀れであり、^④大部分は在座している点からみても、尊崇性が如何に大きいものであつたかが知れ得るであらう。

次頁の曼荼羅に因つみても判る如く、大日天王は中尊の右側に位置しているが、文永十二年に顕された堺の妙国寺所藏の曼荼羅と、同じく阿仏・妙宣寺所藏の曼荼羅に於ては、共に左側に在つて「南無日月四天」と月天四天と同座になっているが、これは例外とも云えよう。曼荼羅の形式を説明されている日女抄によると、

首題の五字、中央にかゝり……日天・月天・第六天の魔王・龍神……其外不動・愛染は南北の二方に陣を取り、云云。^⑤

として、南北の二方に配列されていることになっている。又建治年間主として大梵天王の次位にあるが、弘安年間に入ると第六天魔王の次位に置かれている場合が多くなつて来ている。

また、次に御遺文の中ではどの様に表されているか、と云う点に就いて見るに、撰時抄を始めとして幾多の御書中

大持国天王（不動明王）

大広目天王

南無無辺行菩薩

大日天王

提婆達多

南無天台大師

南無上行菩薩

第六天魔王

南無多宝如来

大梵天王

鬼子母神

天照大神

仏滅度後二千二百二十余年之間一闍浮提之内未曾有大曼荼羅也

南無 妙法蓮華經

蓮華經

日蓮

（花押）

南無釈迦牟尼仏

釈提桓因王

十羅刹女

八幡大菩薩

南無浄行菩薩

大月天王

南無安立行菩薩

大明星天王

南無伝教大師

大増長天王

大毘沙門天王（愛染明王）

弘安三年太歳卯月 日

身延久遠寺藏（御本尊集第八十七）

に散見しているが、何れも法華経行者の守護神として扱われている点で同一である、即ち、

靈山浄土、教主釈尊乃至梵釈・日月・四天等、冥に如し願に助々給はずば、一時一日も安穩なるべしや。⑥

として大集経の文を引き日月四天等が仏滅後末法に於て、正法を行ずる者を守護する旨の誓を仏前に於てなしたことを示し、建治二年七月四条金吾に宛て出された御書には、同じく日天子の守護に就いて述べられているが、それに基づき立って日天子の詳しい解説がなされている。即ち、大日天子の居住する所は七宝の宮殿にして、其の大きさは八百十六里五十一由旬もあり、中に勝・無勝と云う二人の后が居り、左右には七曜・九曜がづらなつて、前には摩利支天

女が位し、更に七宝の車があり、これを八頭の駿馬が引いて四天下を一日一夜にめぐると云うのである。これに依つて明らかな如く、「七宝の宮殿」に在つて「二人の後」が居る、と云う点からみて、宗祖の云う日・月・四天とは、単に「日」や「月」其のものを指すのではなくして、其の中に「生身の仏」を發見して是れを更に「守護神」とみて居られるのである。つまり「日」や「月」を其のまゝ尊崇されたのではなく、それらを仏格化し「大日天王」と云う諸天善神の一つとせられてゐる処に、宗祖の日月信仰が原始宗教に於ける太陽崇拜などの如きものとは全く異つた内容を持つものであると云えよう。又更に宗祖の場合は、

日月・衆星等、教主釈尊の御弟子にあらずや。^⑧

とある如く、日月明星等の諸天は教主釈尊の弟子であるとみて居り、日眼女御書には本仏の分身散体であるとみて居られるのである。故に又「當に知日月天下をめぐり給は仏法の力なり」と述べて居られる事から考えても明らかな如く、日月の運行は仏法の力に因るとして、仏法を主とし、日月をその付屬として居られるのである。かゝる立場に在る宗祖の日月信仰は、宗教学で云う發達史的研究から見た自然教期に属するものではないが、然し、日月を尊び明星を信仰せられたと云う点から考えた時は、やはり一種の広い意味での自然崇拜と云うことが出来るのではなからうかと思ふ。

さて、そこで再び日天の守護に關してみるに、先の四条金吾が釈迦仏を供養した際に給はつた御書には、

大日天子乃至法華經の序品には普香天子とつらなりまします。法師品には阿耨多羅三藐三菩提と記せられさせ給ふ、火持如来是也……日蓮も又此天を恃たてまつり、日本國にたてあひて数年なり。既に日蓮かちぬべき心地す。^⑩

と、法華經の序品及び法師品との關連を示し「普香天子」又は「火持如来」として、既に經典中に名目の在ることか

らみても、法華の会座に列らなつたものであることを明らかにすると同時に、宗祖自身此の日天を恃て外に求むることの出来ぬ利生を得られたとして、守護の体験から「争かすてさせたまひ候べき」と云う確信を日天に対して、持つていたことが知れうるのである。また、此の点に就いては、同じく四条金吾に与えられた御書の中に、

ことに法華經の行者をば諸天善神守護すべきよし、属類品にして誓状をたて給、一切の守護神・諸天の中にも我等が眼に見えて守護し給は日月天也。¹²⁾

として、諸天の中でも特に日月天の守護は眼に見えて厚いものであるとし、属類品の「如世尊勅当具奉行」の文に因つて、日月を中心とする一切の諸天を守護神として尊崇しておられることが明らかである。如是、守護の中心を日月に置いて考えられたのには、やはり前記の如くに宗祖自身が、それを体得せられたからに外ならないと思う。これに就いては後に又詳述するが、龍口法難に於ける守護の現れが最も代表的なものであると思われる。然して、日天の守護ある場合は、其の所従たる摩利支天も「法華經受持のものを守護せん事疑あるべからず」として、宗祖の日月信仰には全く疑いの余地がなく、確信と体験の上に成立しているものと云えよう。

斯くして宗祖の日天子に対する見方は、やがて同じく曼荼羅中の天照大神と関連をもつて行くことになるのであつて、即ち日本国守護の諸天を代表する天照大神と日天との結び付きに就いて、宗祖の見解を窺をうとするのであるがそれに先き立つて天照大神の性格を調べてみると、これは云う迄もなく神道で扱う「神」であるが、我國の紀記等に見られる神代時代から次第に發展して行ったものであり、古代の八百万神々と云う多神教から逐次大元尊神へと統一されて行つたものゝ如くであつて、古語拾遺によると、

天照大神は、惟れ祖、惟れ宗、尊きこと無二、自余の諸神は、乃ち子、乃ち臣。¹³⁾

と云われて居り、又「御鎮座本紀」には「天照大神は万物の靈、万物の本体なり」（取意）とも云われている所から考えてみても判る如く、「大元神」として万物の根本とみなされているのである。然し、宗祖は右の様な見方ではなしに、「日本国の守護を司る善神」として扱って居られ、従って行者守護の神と云う立場から、日月明星と同一線上で眺めておられる様である。さて、そこで天照と日天との関連をみるに、撰時抄に於て摩那夫人が日を夢見て悉達太子を宿されたことにふれ、その下に、

日本国と申は天照太神の日天にてましますゆえなり。^⑭

と、記されている如く、天照と日天とが併用されている。此処では摩那夫人が太子を宿されるに先きだつて、「日」をばらむ夢を見た例話を先きに行っている点からみて、日天と云うのは明らかにその「日」を意味するものであると思われる。若し然らば「天照大神の日天にてまします」と云う言葉が、微妙な意味を持つものとして考えられて来るのである。即ち、単なる併用又は混用ではなしに、天照と日天とが同一格のものとして、扱われているではなからうかと思われて来るのであり、換言すれば此の場合、天照と日天とは日本国・法華経行者の守護神と云う立場で全く同一の線上に在る神として信仰せられたのではなからうか、と思われるのであるが、尚此の問題に就いては未だ充分に研究すべき余地があると考えられる。

三

今までは専ら日天子を中心として觀察を試みたのであるが、次に月天子に就いて考えてみると、ほゞ日天子と同様に扱われて居り、曼荼羅中に於ても古くから名目が掲げられている。即ち、「大月天子」又は「大月天王」として、中尊の左側に在り釈提桓因・帝釈天・千眼天王等の次位にして、必ずしも一定していないが、建治以降の曼荼羅では

大体に於て、釈提桓因大王の次位に定まつて来るようになって來ている。

また御書の中では、主として種々御振舞御書等の中に見ることが出来る。法華經では序品に「名月天子」として列座し、日天と共に行者守護を司るものとみなされているが、一般には宝吉祥天・月宮天子等と云われ、帝釈天王の内臣にして、本地は大勢至菩薩であるとも云われて居り、梵名は戰捺羅 (Candira) であつて、相貌は頭に半月形のあらゆる杖を手にし、三鶩に乗つて居るとも云われている。然しこれは一般の説であつて、宗祖自らがこのような説に依られたかどうかは疑問であるが、「月」そのものを尊崇せられたのではなく日天と同様に月の中に守護神を發見して、それを信仰されたものであることは大体間違いないように思われるのである。即ち種々御振舞御書では、これを最も端的に表明して

抑^レ今の月天は法華經の御座に列りまします名月天子ぞかし。宝塔品にして仏勅をうけ給^レ囉累品にして仏に頂をな
でられまいらせ、如^ク世尊^ノ勅^一当^三具^{サニ}奉行^ニと誓状をたてし天ぞかし。¹⁵

とある如く、法華の会座宝塔品に於て仏勅を受け、更に囉累品で行者守護の誓状をたてた月天であると云うのであるから、宗祖の「月」に対する觀念は、靈山に於て仏勅を受けた「仏の使」として、謂ば仏の所従としてみて居られるのであり、行者守護を行うのは是の故に当然であると考えて居られる。故に龍口法難の当夜は「江の島のかたより、月のごとくひかりたる物、まりのやうにて辰巳のかたより戌亥のかたへひかりわたる」¹⁶此の為に太刀持ちは目からみ、兵共はおち怖れて遂に頸切られるべき処をまぬがれたと伝えられているのである。更に此の法難の翌日に、九月十三日の夜なれば月大にはれてありしに、夜中に大庭に立ち出で、月に向ひ奉つて、自我傷少々々のみ奉り、諸宗の勝劣、法華經の文あら／＼申して、……法華經の行者にもかわり、仏勅をもはたして、誓言のしるし(驗)をば

とげさせ給ッべし。⁽¹⁷⁾

と、月に向つて自我偈をよみ、諸宗の勝劣浅深を説いて、以て行者守護を祈念されているのである。此処に於て考えられることは、既に文に明らかな如く、宗祖は日月をもつて守護神となし、当身の大事に直面される度毎に、特にして来ていることが知れうるのであつて、つまり鎌倉の夜空に浮んだ月も、宗祖のこうした眼を通して見るときは、如是、守護の諸天として受取ることが出来るのである。

また次に、此のような日天・月天について、たゞ行者を守護すると云うだけのものに留まらず、更にもう一步進んだ考え方をされている御書に「経王御前御書」がある。此の御書に依ると、世が亡びんとするのは、是偏へに法華経釈迦仏の御使を責る故に梵天帝釈・日月四天王等の責を蒙て候也。⁽¹⁸⁾

と説いておられる如く、既に宗祖自ら法華経釈迦仏の「御使」たることを明らかにし、今の人々が龍口法難・佐渡流罪等の迫害を加える為に、梵天・日月の諸天から責められて、「人皆今生には弓箭の難に値て修羅道におち、後生には悪道疑ヒなし⁽¹⁹⁾」と云う結果を招くことになるのであるとしている。此の場合の日月天は今までのように、たゞ行者を守護すると云うだけではなく、進んで行者に迫害を加える者に対して、責苦を与えようと為すのであり、今の世が乱れているのはその為であるとして、積極的な見方しているのである。これは又此の御書が開目抄と同じく文永九年に、佐渡一谷で著作されたものであるだけに、「仏使」の問題に就いては一層深い関心を持っていた為であろう。故に又後年身延で著作された「下山御消息」には

此国既に梵釈日月四天王等の諸天にも捨テられ、守護の諸天善神も選ツつて大怨敵となり⁽²⁰⁾

とあるように、守護の日月が逆に行者を迫害する国土に対しては、治罰を加えるものであるとして、既にその前相は

現れており、正嘉元年の大地震等を主とする天変地災は、何れも宗祖を賤み他宗の僧を貴んだ為に、自然と法華經の強敵となり、遂に日月四天等の大怨敵として、かゝる責苦を受ける結果となつたのであるとみなしているのである。此処に於ても明らかな如く、日月は『守る』と云う消極的な態度から、更に『治罰する』と云う積極的な方向へと移つて来ていることが知れるであらう。

また、此の日月についてはもう一つ看過することの出来ない点がある。それは法華經の行者を讚歎し觀喜すると云うことが云われている点で、是れは法華經の中でも特に「讚歎」と云うことは重くみられており、能持是經者はしばらく讚歎され、また觀喜されている所から見ても肯定できるように、仏が教法を付屬される儀式に於て、大きな役割を果しているものである。即ち、末法に於て法華經を弘める者を讚歎することは、それ自体大きな意義を持つものとして考えられて来るのである。例えば、

日天朝に東に出^レ給^フに、大光明を放ち天眼を開いて南閻浮提を見給^フに、法華經の行者あれば心に觀喜し、行者をにくむ国あれば天眼をいからして其国をにらみ給^フ。²¹⁾

とあり、また報恩抄では宗祖自身一代の弘通を顧りみられて、此の功德は定めて上は三宝より下は「日月までもしろしめしぬらん」と云われている。更に忍難の生涯についても、これは直に「日月等の諸尊たちにはめられ奉る」²²⁾ことを思いつゝ法華經に色心をさゞげて来られたと云うのである。

この様に日月は法華經の行者をみて「觀喜」の心を生じ、行者の功德を「しろしめし」又、行者をほめ讚歎すると云う役割を兼ねて持つものであり、法華の会座に於ける行者讚歎の儀式の意義をそのまゝ備えているものであると云えよう。故に法華經の行者を守護すると同時に、行者に迫害を加うる者に向つては「治罰」を与え、弘經者に向つて

は讚歎を与えて奨励し、以て守護神としての性格を全からしめていることになるのである。

四

次に、『星』についてあるが、是れは「明星天子」として曼荼羅の中では、前の日・月に較べるとやゝ遅れて、弘安元年八月の曼荼羅に初めて出てくるが、其の後も欠けたり在座していたりするものがあって、必ずしも一様ではない。位置は大旨、月天子の次に在り、「大明星天王」とも書かれているが、行者守護と云う点では「日・月」と交りがなく、同一の線上に置かれているものと見ることが出来る。即ち、四条金吾殿御消息によると、

三光天子の中に、月天子は光物とあらわれ、龍口の頸をたすけ、明星天子は四五日已前に下て日蓮に見参し給ふ。⁽²⁴⁾
とあり、此処で云う明星については種々御振舞御書の

天より明星の如くなる大星下つて前の梅の木の枝にかゝりてありしかば云云⁽²⁵⁾

とあるのをさしているものと思われる。即ち宗祖は龍口法難の直後、日月明星等の諸天に守護を祈願し、それが一つ／＼現実に顕されたことを明かにしているのであり、法師品の「則遣変化人為之作衛護」及び、安楽行品の「刀杖不加」普門品の「刀尋段段壞」等の経証によって実践された宗祖の上に、それらが現証として顕現されて行ったものであると、みなすことができるのである。

また、星は先きの日や月と異り一つのものに限定されず、文永十一年の一遍首題に於ては「衆星」とあり、また日眼女釈迦仏供養事には、

明星天・北斗七星・二十八宿・五星・七星・八万四千の無量の諸星⁽²⁶⁾

とある如く、広く凡ての諸星に渡つて対象としている。つまり「日」や「月」は唯一であり限られているが、「星」

の場合は無量であるため、自と「八万四千の無量の諸星」と云う表現がなされたものと思われる。然し、一般には「大明星天王」として、これら諸星の総称とされたものと考えることが出来る。「明星」と云う特定の三星をさして云う場合も考えられるのであるが、此の「明」と云うのは此の場合、「名月天子」と云う時の「名」とほゞ同じ様な意味をもつものであらうと思われる。若し然らば、「明星天子」と云う場合は、特定の三星を指すのではなく、凡ての諸星を代表した所の名称であると見るのが妥当のように思われるのである。

五

斯くして上来、日・月・星の三光に就いて宗祖の守護神信仰を觀察してみたのであるが、此等の三光は何れも大曼荼羅の中にその名目を掲げてあり、宗祖が常に「行者の守護」を祈念して居られた事実からみても知れうる如く、全く他にその例を見ることが出来ない強烈な、日月明星に対する信仰が窺えるのである。これはやがて宗祖滅後、門下僧俗の間に滲透して行き、三光天子に対する信仰が一般化されて来たのであって、後世には木像に刻ざまれるようにまでなつて行つた。現に身延山では三光堂²⁷が建てられており、一般寺院に在つても別勧請されているのを見ることが出来るが、これらはその現れとも云えるであらう。

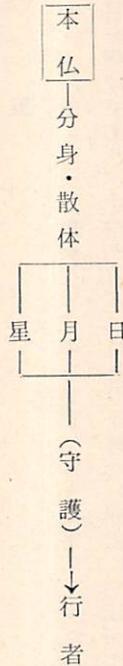
然して宗祖のこうした日月明星信仰は、当時古くから行われていた民間信仰の影響を大きく受けたものであると見る見方もあるようであるが、宗祖の場合は既に上述の如く、単なる民間信仰的なものではなくして、もっと根本的に適格な依所を持っていたのである。即ち、法華經の經証に基いて行者守護の善神として信仰し祈願されたのであり、それが又實際の上に感応し現証としてあらわれて行つたのであって、此の「經証」と「現証」とに依つて、宗祖の日月明星信仰は不動のものとなつて行つたのである。従つて、古くからの太陽崇拜又は民間信仰的なものとは全く性質

を異にしたものと云わなければならないであろう。宗祖の生涯を通じて此等日月明星は、天照・八幡等と共に守護神として常に尊崇されて来たのである。また、此の「守護神」としての日月は、やがて一步を進め其の究極に於ては本仏の弟子として、又分身散体であると考えているのである。開目抄に

此土の劫初よりこのかたの日月・衆星等、教主釈尊の御弟子にあらずや。²⁸

日蓮案²⁸云ク、法華経の二処三会の座にましまし、日月等の諸天は、法華経の行者出来せば磁石の鉄を吸²⁹がごとく、月の水に遷²⁹がごとく、須臾に来て行者に代り、仏前の御誓をはたさせ給²⁹べし云云

とあるによって明らかなる如く、本化の立場にあつて見る時は、日月明星等すべて本仏の作用によってあることを示しているものであり、此処に一般民間信仰のそれとは違った宗祖の独自の日月信仰が「行者守護の善神」と云うかたちで表されて来たものであると見る事が出来る。



また、宗祖は此等日月明星の他にも、天地・山川等をそれ²⁹守護の神として尊崇されているが、何れも本仏の分身として見ている点に変わりはない。然し、こうした宗祖の守護神信仰の一面には、前記の御書にも見られる如く、日月に向つて法華経を誦し祈念された³⁰と云う表面のみを見るときは、或は広い意味に於ける自然崇拜の一種として考へることが出来る素因を含んでいるのではなからうか。

経王御前の事、二六時中に日月天に祈³⁰申し候。

とあるのを宗教学の立場から見た場合、やはり右のような考えが一応成り立つように思えるのである。⁸¹⁾
 かくして如上の日月明星等の守護神は曼荼羅の木像化に於て、後世ともすると雑乱勧請に落入り易い傾向をもつものであると思われるのであるが、其の性格及び宗祖のかゝる見方に立つときは、明らかに守護神として、『本門の本尊』とは別な意味で勧請されるべきであり、所謂爰に「守護神勧請」として尊崇の対象とされるのが妥当であると云えよう。

【註】

- ① 聖愚問答鈔 定遺三八八頁
- ② 下山御消息 同一三四三頁
- ③ 「大崎学報」第一〇二号による。
- ④ 建治以降日月の在座してゐないものは一通首題を除いては、僅かに六幅程である。
- ⑤ 日女抄 定遺一三七五頁
- ⑥ 撰時抄 同 一〇六〇頁
- ⑦ 四条金吾釈迦仏供養事 定遺一一八四頁
- ⑧ 開目抄 定遺五七八頁
- ⑨ 日眼女釈迦仏供養事 定遺一六二三頁
- ⑩ 四乗ヲ吾釈迦仏供養事 定遺一一八五頁
- ⑪ 同 定遺一一八四―五頁。爰には「普香天子」となっているが、四条金吾殿御返事（一六八五）には「普光天子」となっている。
- ⑫ 四条金吾殿御返事 定遺一六八四頁

- (大同年間齊部広成著)
- ⑩ 古語拾遺 定遺一〇四五頁
- ⑪ 撰時抄 定遺九六九頁
- ⑫ 種々御振舞御書 定遺九六七頁
- ⑬ 同 定遺九六九頁
- ⑭ 同 定遺九六九頁
- ⑮ 經王御前御書 定遺六八七頁
- ⑯ 同
- ⑰ 下山御消息 定遺一三二五頁
- ⑱ 松野殿御消息 定遺一一四二頁
- ⑲ 報恩抄 定遺一二三九頁
- ⑳ 諸法実相鈔 定遺七二六頁
- ㉑ 四条金吾殿御消息 定遺五〇五頁
- ㉒ 種々御振舞御書 定遺九七〇頁
- ㉓ 日眼女秋迎供養事 定遺一六二三頁
- ㉔ 三光堂は身延山から思親閣に向う途中にあり、日・月・星の三光を祀つてある。
- ㉕ 開目抄 定遺五七八頁
- ㉖ 同 五八一頁
- ㉗ 経王殿御返事 定遺七五〇頁
- ㉘ 「大崎学報」第一一〇号の拙稿「日蓮聖人と自然崇拜」を参照せられたい。
- ㉙ 「樓神」第三二号の拙稿「本尊勸請形態の一考察」を参照せられたい。